

# 令和3年度福島県飼養衛生管理指導等計画の主な変更点

令和3年10月

福島県畜産課

## 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

### I 福島県の畜産業及び家畜衛生の現状

本県の家畜衛生の現状及び過去3年間における飼養衛生管理基準の遵守状況、法第12条の4の第1項に基づく定期の報告（定期報告）の提出状況について記載。

## 第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

過去3年間における飼養衛生管理者による自己点検の結果及び令和2年度シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、重点的に指導を実施する項目を追記。

### II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生シーズンに備え、家きん飼養者における一斉点検を行う旨を記載。
- ・ 他県における豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生事例を踏まえ、埋却地の確保に係る周辺住民の理解醸成について記載。また、埋却が困難な場合に備えた対応として、移動式レンダリング装置の使用を検討し、必要な取組を行うことを記載。

## 第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

### II 飼養衛生管理者の選任、研修等

大規模農場における飼養衛生管理者の配置について記載。

## 第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

### I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

- ・ 高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生に備えた埋却地の選定・確保及び飼養衛生管理指導等計画の策定・見直しにあたっては、必要に応じて地域の協議会等を活用することについて記載。
- ・ 県内の協議会等の構成を一部修正。